

自己資本の充実の状況 (バーゼル 第3の柱に基づく開示)

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号二等に基づき、以下の項目について開示いたします。

目次

(定量的な開示事項)

[単体]

自己資本の構成に関する事項	50
自己資本の充実度に関する事項	51 ~ 52
信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	53 ~ 55
信用リスク削減手法に関する事項	56
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	56 ~ 57
証券化エクスポージャーに関する事項	58
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	59
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	59

[連結]

自己資本比率第8条第1項第2号イから八まで又は第31条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	60
自己資本の構成に関する事項	60
自己資本の充実度に関する事項	61 ~ 62
信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	63 ~ 65
信用リスク削減手法に関する事項	66
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	66 ~ 67
証券化エクスポージャーに関する事項	68
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	69

【自己資本の構成に関する事項】

(イ. 自己資本の構成)

(単位:百万円、%)

	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末		平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
資 本 金	14,697	14,697	告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	-
うち非累積的永久優先株	-	-	告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	-
新 株 式 申 込 証 拠 金	-	-	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
資 本 準 備 金	8,771	8,771			
そ の 他 資 本 剰 余 金	23	22			
利 益 準 備 金	6,473	6,473			
そ の 他 利 益 剰 余 金	60,015	65,229			
そ の 他	-	-			
自 己 株 式 ()	80	1,704	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-	-			
社 外 流 出 予 定 額 ()	704	512			
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 ()	-	-			
新 株 予 約 権	-	9	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	-
営 業 権 相 当 額 ()	-	-			
の れ ん 相 当 額 ()	-	-			
企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額()	-	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/ Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-	-
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	-			
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	89,196	92,988	控 除 項 目 不 算 入 額 ()	-	-
繰延税金資産の控除金額()	-	-	(控 除 項 目) 計 (E)	-	-
[基 本 的 項 目] 計 (A)	89,196	92,988	自 己 資 本 額 (D) - (E) (F)	116,969	135,577
うち告示第40条第2項に掲げるもの	-	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
うち告示第40条第3項に掲げるもの	-	-			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,584	2,504	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	950,142	1,017,892
一 般 貸 倒 引 当 金	3,188	3,084	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	6,313	6,428
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	-	-
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	22,000	37,000	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	64,688	66,665
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	-	-			
告示第41条第1項第4号および第5号に掲げるもの	22,000	37,000	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	-
補 完 的 項 目 不 算 入 額 ()	-	-			
[補 完 的 項 目] 計 (B)	27,773	42,588	合 計 (G)	1,021,144	1,090,986
短 期 劣 後 債 務	-	-	単 体 総 所 要 自 己 資 本 額	40,845	43,639
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 ()	-	-			
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	-	-	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準)(F) / (G)	11.45	12.42
自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)	116,969	135,577	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準)(A) / (G)	8.73	8.52

銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

【自己資本の充実度に関する事項】

信用リスクに対する所要自己資本の額

(イ.資産(オン・バランス)項目)

(単位:百万円)

	(参考)告示で定める リスク・ウェイト(%)	平成24年9月中間期末 所要自己資本の額	平成25年9月中間期末 所要自己資本の額
1. 現 金	0	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	0	0
4. 国際決済銀行等向け	0	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	0	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	2	1
7. 国際開発銀行向け	0~100	0	0
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	41	56
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	182	218
10. 地方三公社向け	20	13	-
11. 金融機関及び第1種金融商品取引業者向け	20~250	551	531
12. 法人等向け	20~100	17,994	18,591
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	8,776	9,588
14. 抵当権付住宅ローン	35	1,199	1,213
15. 不動産取得等事業向け	100	6,550	7,775
16. 三月以上延滞等	50~150	56	20
17. 取立未済手形	20	-	-
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	166	159
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	-	-
20. 出 資 等	100~1,250	1,061	1,406
21. 上 記 以 外	100~250	1,402	1,149
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~1,250	-	-
(うち再証券化)	40~1,250	-	-
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1,250	4	2
(うち再証券化)	40~1,250	-	-
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-
合 計	-	38,005	40,715

(注) 所要自己資本の額は、資産(オン・バランス)項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準である4%を乗じた額に自己資本控除額を加算しております。

(ロ. オフ・バランス項目)

(単位: 百万円)

	掛目 (%)	平成24年9月中間期末 所要自己資本の額	平成25年9月中間期末 所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取り消し可能又は自動的に取り消し可能なコミットメント	0	-	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	4	7
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	0	-
5. N I F 又は R U F <75>	50	-	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	45	62
7. 内部格付手法におけるコミットメント <75>	<75>	-	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	156	156
(うち借入金保証)	100	45	38
(うち有価証券保証)	100	-	-
(うち手形引受)	100	-	-
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	-	-
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	-	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	-	-
控除額	-	-	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	38	5
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	0	14
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	-	7	10
派生商品取引	-	7	10
(1) 外為関連取引	-	0	4
(2) 金利関連取引	-	6	6
(3) 金関連取引	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	0
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-
(6) その他のコモディティ関連取引	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	-	-	-
(8) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果()	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-
13. 未決済取引	-	-	-
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	-	-
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	-	-
合計	-	252	257

(注) 所要自己資本の額は、オフ・バランス取引項目のリスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

(ハ. オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額)

(単位: 百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	2,587	2,666
うち基礎的手法	2,587	2,666
うち粗利益配分手法	-	-
うち先進的計測手法	-	-

(注) 所要自己資本の額は、オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

【信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)】

(イ.信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別))

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末
国内計	2,158,741	2,198,258	1,408,297	1,467,625	628,638	628,811	970	1,340	2,563	927
国外計	11,253	33,102	2,504	4,541	8,244	27,086	-	-	-	-
地域合計	2,169,994	2,231,360	1,410,802	1,472,167	636,882	655,897	970	1,340	2,563	927
製造業	167,701	170,010	124,904	126,134	36,778	35,470	0	0	682	333
農業、林業	21,886	23,736	21,886	23,736	-	-	-	-	18	1
漁業	1,650	2,579	1,650	2,579	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	1,160	1,120	1,160	1,120	-	-	-	-	-	-
建設業	36,965	39,347	35,531	37,716	1,084	1,053	-	-	92	31
電気・ガス・ 熱供給・水道業	41,940	46,041	35,645	38,888	4,092	4,082	-	-	-	-
情報通信業	12,932	5,393	8,986	2,007	3,114	2,206	-	-	0	-
運輸業、郵便業	45,753	43,216	38,810	38,029	6,200	4,504	-	-	-	-
卸売業、小売業	128,791	127,180	119,931	118,033	6,637	6,254	-	-	404	5
金融業、保険業	154,088	142,531	40,074	45,060	62,916	63,972	969	1,340	19	-
不動産業、物品賃貸業	175,422	207,768	174,358	205,908	787	799	-	-	114	168
学術研究、 専門・技術サービス業	4,127	3,947	4,127	3,947	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	18,964	18,015	18,964	18,015	-	-	-	-	497	22
生活関連サービス業、 娯楽業	19,253	18,772	19,253	18,772	-	-	-	-	157	157
教育、学習支援業	7,284	7,841	7,284	7,841	-	-	-	-	60	-
医療、福祉	125,064	133,283	125,064	133,283	-	-	-	-	132	80
その他サービス業	24,926	29,573	24,268	28,939	200	100	-	-	133	-
地方公共団体	732,045	737,555	263,576	253,057	468,353	484,363	-	-	-	-
その他	450,034	473,447	345,321	369,095	46,716	53,089	-	-	249	126
業種別計	2,169,994	2,231,360	1,410,802	1,472,167	636,882	655,897	970	1,340	2,563	927
1年以下	333,862	322,844	241,993	227,872	58,604	82,650	113	516	1,370	643
1年超3年以下	296,881	268,865	112,876	134,996	183,906	133,170	99	50	40	8
3年超5年以下	258,637	238,881	152,739	127,885	104,490	110,239	62	56	14	14
5年超7年以下	206,857	295,373	105,509	115,389	101,308	179,652	39	37	727	22
7年超10年以下	334,290	287,173	152,921	142,644	180,720	143,592	91	112	8	119
10年超	633,960	707,384	625,543	700,224	7,852	6,592	564	567	388	111
期間の定めのないもの	105,504	110,837	19,219	23,153	-	-	-	-	13	8
残存期間別計	2,169,994	2,231,360	1,410,802	1,472,167	636,882	655,897	970	1,340	2,563	927

- (注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いています。
2 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘定前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。
3 投資信託および特定金銭信託は考慮していません。
4 債券は国債・地方債・社債の合計です。

(ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額)

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年9月 中間期	4,190	3,188	4,190	3,188
	平成25年9月 中間期	3,098	3,084	3,098	3,084
個別貸倒引当金	平成24年9月 中間期	7,568	7,232	7,568	7,232
	平成25年9月 中間期	8,049	7,469	8,049	7,469
特定海外債権 引当金勘定	平成24年9月 中間期	-	-	-	-
	平成25年9月 中間期	-	-	-	-
合 計	平成24年9月 中間期	11,758	10,420	11,758	10,420
	平成25年9月 中間期	11,147	10,553	11,147	10,553

(ハ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

		期首残高 平成25年3月末	期中増減額	期末残高 平成25年9月末
地 域	国 内 計	8,049	579	7,469
	国 外 計	-	-	-
	地 域 合 計	8,049	579	7,469
業 種 別	製 造 業	2,447	233	2,213
	農 業、林 業	217	3	221
	漁 業	13	0	12
	鉱 業、採石業、砂利採取業	59	5	54
	建 設 業	953	212	741
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	-	-	-
	情 報 通 信 業	1	0	1
	運 輸 業、郵 便 業	124	2	121
	卸 売 業、小 売 業	1,014	257	756
	金 融 業、保 険 業	13	7	5
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	951	70	1,022
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	5	0	4
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	1,178	33	1,145
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	270	15	285
	教 育、学 習 支 援 業	7	1	8
	医 療、福 祉	420	128	548
	そ の 他 サ ー ビ ス 業	204	4	199
	国・地 方 公 共 団 体	-	-	-
そ の 他	167	41	125	
業 種 別 計	8,049	579	7,469	

(二.業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額)

(単位:百万円)

	貸出金償却	貸出金償却
	平成24年9月 中間期	平成25年9月 中間期
製 造 業	67	304
農 業、林 業	17	11
漁 業	97	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建 設 業	30	25
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情 報 通 信 業	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-
卸 売 業、小 売 業	424	398
金 融 業、保 険 業	40	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	83	-
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	-	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	65	32
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	62	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-
医 療、福 祉	1	71
そ の 他 サ ー ビ ス 業	58	-
国・地 方 公 共 団 体	-	-
そ の 他	20	51
業 種 別 計	970	895

(ホ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー)

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成24年9月中間期末		平成25年9月中間期末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	62	762,262	77	758,767
10%	76,812	53,631	86,120	52,632
20%	111,698	16,893	98,310	19,414
35%	-	85,700	-	86,701
40% *	-	-	72,068	126
50%	125,611	549	51,372	-
70% *	2,503	-	-	-
75%	-	296,495	-	322,923
100%	57,265	556,776	60,965	597,553
120% *	147	-	88	-
150%	-	440	-	156
200%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合 計	374,099	1,772,750	369,002	1,838,276

(注) 1 投資信託、特定金銭信託、証券化商品は考慮していません。

2 *で表示した区分はローンパーティシペーションのため、債務者と原債務者両方のリスク・ウェイトを加算しています。

3 エクスポージャーの額は信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高です。

4 格付は適格格付機関が付与しているものに限っています。

【信用リスク削減手法に関する事項】

(イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー) (単位:百万円)

	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末
適格金融資産担保合計	4,889	4,929
適格保証、適格クレジット・デリバティブの合計	48,905	44,244
適格保証	48,905	44,244
適格クレジット・デリバティブ	-	-

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

(イ. 与信相当額の算出に用いる方式)

スワップ等の金融派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。なお長期決済期間取引に該当する取引は行っておりません。

(ロ. グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る。)の合計額) (単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
外国為替関連取引	69	295
金利関連取引	7	20
合計	77	315

(注) 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引および投資信託等ファンドに含まれる派生商品取引は除いております。

(ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)) (単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	970	1,340
外国為替関連取引及び金関連取引	112	516
金利関連取引	858	823
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-
合計	970	1,340

(注) 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引および投資信託等ファンドに含まれる派生商品取引は除いております。

(ニ.口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から八に掲げる額を差し引いた額)

派生商品取引に関しては担保による信用リスク削減はおこなっておらず前者と後者は同額となり、その差はゼロとなります。

(ホ.担保の種類別の額)

派生商品取引については担保による信用リスク削減は行っておりません。

(ヘ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額)

(単位:百万円)

種 類 及 び 取 引 の 区 分	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
	与信相当額	与信相当額
派 生 商 品 取 引	970	1,340
外国為替関連取引及び金関連取引	112	516
金 利 関 連 取 引	858	823
株 式 関 連 取 引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	-	-
合 計	970	1,340

(注) 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引および投資信託等ファンドに含まれる派生商品取引は除いております。

(ト.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額)

該当ありません。

(チ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額)

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

(イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

オリジネーターとして証券化取引は行っておりません。

(ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
クレジットリンクローン債権	-	-
ソブリン・地方公共団体	-	-
政府機関	-	-
住宅ローン債権	555	309
自動車ローン	-	-
クレジットカード与信	-	-
リース債権	-	-
消費者ローン等個人向け債権	-	-
事業者向け債権	-	-
商業用不動産向け債権	-	-
合計	555	309

(注)再証券化エクスポージャーについては該当ありません。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末		平成25年9月中間期末	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	-	-	-	-
20%	555	4	309	2
50%	-	-	-	-
100%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	555	4	309	2

(注)再証券化エクスポージャーについては該当ありません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

該当ありません。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額の算出において、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)は適用しておりません。

【銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項】

(イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額)

(出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等)

(単位:百万円)

	平成24年9月 中間期	時価	平成25年9月 中間期	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	23,465		37,077	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,361		2,769	
合 計	25,826	25,826	39,846	39,846

(注) 投資信託等ファンドに含まれる株式等エクスポージャーは考慮しておりません。

(ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額)

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
売 却 損 益 額	2	328
償 却 額	1,460	21

(ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額)

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は9,325百万円です。

(注) 投資信託等ファンドに含まれる株式等エクスポージャーは考慮しておりません。

(ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額)

該当ありません。

(ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額)

該当ありません。

【銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額】

投資有価証券勘定のVaR

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
金利ショックに対する経済価値の増減額 (VaR)		
信頼区間 99%		
保有期間 3カ月(平成24年9月中間期末)	4,988	13,340
6カ月(平成25年9月中間期末)		
観測期間 1年		

銀行勘定のVaR

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
金利ショックに対する経済価値の増減額 (VaR)		
信頼区間 99%		
保有期間 6カ月	8,344	12,460
観測期間 1年		

(注) 1 負債のうちコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金)は、内部モデルにて残存年数を算定しています。

2 連結子会社の金利リスクは単体比軽微であることから、計量化は行っておりません。

【自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額】

該当ありません。

【自己資本の構成に関する事項】

(イ. 自己資本の構成)

(単位: 百万円, %)

	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末		平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末
(自 己 資 本)					
資 本 金	14,697	14,697	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち非累積的永久優先株	-	-	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	-
新 株 式 申 込 証 拠 金	-	-	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	-
資 本 剰 余 金	8,795	8,795	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
利 益 剰 余 金	67,035	72,287			
自 己 株 式 ()	80	1,704			
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-	-			
社 外 流 出 予 定 額 ()	704	512			
その他有価証券の評価差損()	-	-	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	464	461
為 替 換 算 調 整 勘 定	-	-			
新 株 予 約 権	-	9			
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	5,381	5,894			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
営 業 権 相 当 額 ()	-	-			
の れ ん 相 当 額 ()	-	-			
企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額()	-	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	-
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/オストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-	-
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	95,125	99,467	控 除 項 目 不 算 入 額 ()	-	-
繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 ()	-	-	(控 除 項 目) 計 (E)	464	461
[基 本 的 項 目] 計 (A)	95,125	99,467	自 己 資 本 額 (D) - (E) (F)	122,646	141,799
うち告示第28条第2項に掲げるもの	-	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,584	2,504	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	957,847	1,026,911
一 般 貸 倒 引 当 金	3,401	3,288	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	6,313	6,428
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	-	-
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	22,000	37,000	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	67,747	69,557
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	-	-	旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	-	-
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	22,000	37,000	合 計 (G)	1,031,907	1,102,897
補 完 的 項 目 不 算 入 額 ()	-	-	連 結 総 所 要 自 己 資 本 額	41,740	44,576
[補 完 的 項 目] 計 (B)	27,986	42,793	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準)(F) / (G)	11.88	12.85
短 期 劣 後 債 務	-	-	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準)(A) / (G)	9.21	9.01
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 ()	-	-			
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	-	-			
自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)	123,111	142,260			

銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

【自己資本の充実度に関する事項】

信用リスクに対する所要自己資本の額

(イ.資産(オン・バランス)項目)

(単位:百万円)

	(参考)告示で定める リスク・ウェイト(%)	平成24年9月中間期末 所要自己資本の額	平成25年9月中間期末 所要自己資本の額
1. 現 金	0	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	0	0
4. 国際決済銀行等向け	0	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	0	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	2	1
7. 国際開発銀行向け	0~100	0	0
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	41	56
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	182	218
10. 地方三公社向け	20	13	-
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~250	552	533
12. 法人等向け	20~100	18,437	19,076
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	8,776	9,588
14. 抵当権付住宅ローン	35	1,199	1,213
15. 不動産取得等事業向け	100	6,550	7,775
16. 三月以上延滞等	50~150	61	21
17. 取立未済手形	20	-	-
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	166	159
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	-	-
20. 出 資 等	100~1250	1,506	1,848
21. 上 記 以 外	100~250	1,280	1,040
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~1250	-	-
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1250	4	2
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額)	-	38,777	41,537

(注) 所要自己資本の額は、資産(オン・バランス)項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準である4%を乗じた額に自己資本控除額を加算しております。

(ロ、オフ・バランス項目)

(単位:百万円)

	掛目 (%)	平成24年9月中間期末 所要自己資本の額	平成25年9月中間期末 所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	-	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	4	7
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	0	-
5. N I F 又は R U F <75>	50 <75>	-	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	45	62
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	-	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	156	156
(うち借入金金の保証)	100	45	38
(うち有価証券の保証)	100	-	-
(うち手形引受)	100	-	-
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	-	-
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	-	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	-	-
控除額	-	-	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	38	5
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売却条件付購入	100	0	14
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	-	7	10
派生商品取引	-	7	10
(1) 外為関連取引	-	0	4
(2) 金利関連取引	-	6	6
(3) 金関連取引	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	0
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-
(6) その他のコモディティ関連取引	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	-	-	-
(8) 一括清算ネットリング契約による与信相当額削減効果()	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-
13. 未決済取引	-	-	-
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	-	-
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	-	-
合計	-	252	257

(注) 所要自己資本の額は、オフ・バランス取引項目のリスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

(ハ、オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額)

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	2,709	2,782
うち基礎的手法	2,709	2,782
うち粗利益配分手法	-	-
うち先進的計測手法	-	-

(注) 所要自己資本の額は、オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

【信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)】

(イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別))

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末
国内計	2,167,758	2,208,697	1,403,629	1,463,546	629,648	629,815	970	1,340	2,925	1,268
国外計	11,253	33,102	2,504	4,541	8,244	27,086	-	-	-	-
地域合計	2,179,011	2,241,800	1,406,134	1,468,088	637,892	656,901	970	1,340	2,925	1,268
製造業	169,234	171,694	124,904	126,134	36,778	35,470	0	0	683	344
農業、林業	22,116	23,971	21,886	23,736	-	-	-	-	18	1
漁業	1,678	2,605	1,650	2,579	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1,163	1,121	1,160	1,120	-	-	-	-	-	-
建設業	37,788	40,150	35,531	37,716	1,084	1,053	-	-	92	31
電気・ガス・熱供給・水道業	42,001	46,157	35,645	38,888	4,092	4,082	-	-	-	-
情報通信業	12,980	5,860	9,002	2,443	3,114	2,206	-	-	0	-
運輸業、郵便業	46,515	44,272	38,810	38,029	6,200	4,504	-	-	-	-
卸売業、小売業	130,743	129,216	119,958	118,059	6,637	6,254	-	-	404	7
金融業、保険業	153,582	142,307	38,774	44,060	62,916	63,972	969	1,340	19	-
不動産業、物品賃貸業	171,671	203,998	170,438	201,933	787	799	-	-	114	168
学術研究、専門・技術サービス業	4,132	3,950	4,127	3,947	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	19,373	18,346	19,109	18,123	-	-	-	-	497	23
生活関連サービス業、娯楽業	20,224	19,542	19,253	18,772	-	-	-	-	176	172
教育、学習支援業	7,362	7,986	7,284	7,841	-	-	-	-	60	-
医療、福祉	126,441	134,665	125,064	133,283	-	-	-	-	179	124
その他サービス業	27,274	31,946	24,268	28,939	200	100	-	-	133	0
地方公共団体	733,101	738,599	263,576	253,057	469,363	485,367	-	-	-	-
その他	451,626	475,407	345,687	369,420	46,716	53,089	-	-	545	395
業種別計	2,179,011	2,241,800	1,406,134	1,468,088	637,892	656,901	970	1,340	2,925	1,268
1年以下	335,812	323,097	238,846	225,333	58,604	83,654	113	516	1,379	652
1年超3年以下	302,022	270,672	111,747	133,769	184,916	133,170	99	50	43	12
3年超5年以下	263,518	243,195	152,559	127,709	104,490	110,239	62	56	30	27
5年超7年以下	207,202	298,147	105,409	115,289	101,308	179,652	39	37	743	37
7年超10年以下	334,209	287,802	152,808	142,582	180,720	143,592	91	112	39	147
10年超	634,472	708,083	625,543	700,224	7,852	6,592	564	567	388	111
期間の定めのないもの	101,773	110,801	19,219	23,180	-	-	-	-	301	279
残存期間別計	2,179,011	2,241,800	1,406,134	1,468,088	637,892	656,901	970	1,340	2,925	1,268

- (注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いています。
 2 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘定前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。
 3 投資信託および特定金銭信託は考慮しておりません。
 4 債券は国債・地方債・社債の合計です。

(口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額)
(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年9月 中間期	4,408	3,401	4,408	3,401
	平成25年9月 中間期	3,315	3,288	3,315	3,288
個別貸倒引当金	平成24年9月 中間期	8,262	7,862	8,262	7,862
	平成25年9月 中間期	8,691	8,050	8,691	8,050
特定海外債権 引当金勘定	平成24年9月 中間期	-	-	-	-
	平成25年9月 中間期	-	-	-	-
合 計	平成24年9月 中間期	12,670	11,263	12,670	11,263
	平成25年9月 中間期	12,006	11,338	12,006	11,338

(ハ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳) (単位:百万円)

		期首残高 平成25年3月末	期中増減額	期末残高 平成25年9月末
地 域	国 内 計	8,691	640	8,050
	国 外 計	-	-	-
	地 域 合 計	8,691	640	8,050
業 種 別	製 造 業	2,465	235	2,230
	農 業 、 林 業	218	3	221
	漁 業	13	0	12
	鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	59	5	54
	建 設 業	975	212	762
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-
	情 報 通 信 業	44	0	44
	運 輸 業 、 郵 便 業	124	2	121
	卸 売 業 、 小 売 業	1,016	257	759
	金 融 業 、 保 険 業	13	7	5
	不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	951	70	1,022
	学 術 研 究 、 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業	5	0	4
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,180	30	1,149
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	273	15	288
	教 育 、 学 習 支 援 業	7	1	8
	医 療 、 福 祉	468	125	593
	そ の 他 サ ー ビ ス 業	207	6	201
	国 ・ 地 方 公 共 団 体	7	7	-
	そ の 他	660	92	568
	業 種 別 計	8,691	640	8,050

(二.業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額)

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成24年9月 中間期	平成25年9月 中間期
製 造 業	67	304
農 業、林 業	17	11
漁 業	97	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建 設 業	30	25
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情 報 通 信 業	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-
卸 売 業、小 売 業	424	398
金 融 業、保 険 業	40	-
不動産業、物品賃貸業	83	-
学術研究、専門技術サービス業	-	-
宿泊業、飲食サービス業	65	32
生活関連サービス業、娯楽業	62	-
教育、学習支援業	-	-
医 療、福 祉	1	71
そ の 他 サ ー ビ ス 業	58	-
国・地方公共団体	-	-
そ の 他	84	59
業 種 別 計	1,034	903

(ホ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー)

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成24年9月中間期末		平成25年9月中間期末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	62	763,309	77	759,809
10%	76,812	53,631	86,120	52,632
20%	111,698	17,039	98,310	19,643
35%	-	85,700	-	86,701
40% *	-	-	72,068	126
50%	125,611	837	51,372	312
70% *	2,503	-	-	-
75%	-	296,495	-	322,923
100%	57,265	564,609	60,965	606,737
120% *	147	-	88	-
150%	-	505	-	170
200%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合 計	374,099	1,782,129	369,002	1,849,056

- (注) 1 投資信託、特定金銭信託、証券化商品は考慮していません。
2 *で表示した区分はローンパーティシペーションのため、債務者と原債務者両方のリスク・ウェイトを加算しています。
3 エクスポージャーの額は信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高です。
4 格付は適格格付機関が付与しているものに限っています。

【信用リスク削減手法に関する事項】

(イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー) (単位:百万円)

	平成24年9月 中間期末	平成25年9月 中間期末
適格金融資産担保合計	4,889	4,929
適格保証、適格クレジット・デリバティブの合計	48,905	44,244
適格保証	48,905	44,244
適格クレジット・デリバティブ	-	-

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

(イ. 与信相当額の算出に用いる方式)

スワップ等の金融派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。なお長期決済期間取引に該当する取引は行っておりません。

(ロ. グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る。)の合計額) (単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
外国為替関連取引	69	295
金利関連取引	7	20
合計	77	315

(注) 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引および投資信託等ファンドに含まれる派生商品取引は除いております。

(ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)) (単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	970	1,340
外国為替関連取引及び金関連取引	112	516
金利関連取引	858	823
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-
合計	970	1,340

(注) 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引および投資信託等ファンドに含まれる派生商品取引は除いております。

(ニ.口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から八に掲げる額を差し引いた額)

派生商品取引に関しては担保による信用リスク削減はおこなっておらず前者と後者は同額となり、その差はゼロとなります。

(ホ.担保の種類別の額)

派生商品取引については担保による信用リスク削減は行っていません。

(ヘ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額) (単位:百万円)

種 類 及 び 取 引 の 区 分	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
	与信相当額	与信相当額
派 生 商 品 取 引	970	1,340
外国為替関連取引及び金関連取引	112	516
金 利 関 連 取 引	858	823
株 式 関 連 取 引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	-	-
合 計	970	1,340

(注) 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引および投資信託等ファンドに含まれる派生商品取引は除いております。

(ト.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額)

該当ありません。

(チ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額)

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

(イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

オリジネーターとして証券化取引は行っておりません。

(ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末	平成25年9月中間期末
クレジットリンクローン債権	-	-
ソブリン・地方公共団体	-	-
政 府 機 関	-	-
住 宅 ロ ー ン 債 権	555	309
自 動 車 ロ ー ン	-	-
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	-	-
リ ー ス 債 権	-	-
消 費 者 ロ ー ン 等 個 人 向 け 債 権	-	-
事 業 者 向 け 債 権	-	-
商 業 用 不 動 産 向 け 債 権	-	-
合 計	555	309

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期末		平成25年9月中間期末	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	-	-	-	-
20%	555	4	309	2
50%	-	-	-	-
100%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
自 己 資 本 控 除	-	-	-	-
合 計	555	4	309	2

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

該当ありません。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結グループが投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額の算出において、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)は適用していません。

【銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項】

(イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額)

(出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等)

(単位:百万円)

	平成24年9月 中間期	時価	平成25年9月 中間期	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	23,465		37,077	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	1,797		2,209	
合 計	25,263	25,263	39,286	39,286

(注) 投資信託等ファンドに含まれる株式等エクスポージャーは考慮していません。

(ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額)

(単位:百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
売 却 損 益 額	2	328
償 却 額	1,460	21

(ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額)

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は9,325百万円です。

(注) 投資信託等ファンドに含まれる株式等エクスポージャーは考慮していません。

(ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額)

該当ありません。

(ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の

規定により補完的項目に算入した額)

該当ありません。

(銀行法施行規則)

第19条の2

1. 銀行の概況及び組織に関する事項
 - ロ. 持株数上位10以上の大株主 …… 3
3. 銀行の主要な業務に関する事項
 - イ. 直近の中間事業年度における事業の概況 …… 2
 - ロ. 直近の3中間事業年度および2事業年度における主要な業務指標 …… 4
 - ハ. 直近の2中間事業年度における業務状況指標
(主要な業務状況指標)
 - (1) 業務粗利益・業務粗利益率 …… 17
 - (2) 国内・国際業務部門別の資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支 …… 17～18
 - (3) 国内・国際業務部門別の資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 …… 17
 - (4) 国内・国際業務部門別の受取利息・支払利息の増減 …… 18
 - (5) 総資産経常利益率、資本経常利益率 …… 18
 - (6) 総資産中間純利益率、資本中間純利益率 …… 18
 - (預金関連指標)
 - (1) 国内・国際業務部門別の流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高 …… 19
 - (2) 固定金利、変動金利、その他区分ごとの定期預金の残存期間別残高 …… 19
 - (貸出金関連指標)
 - (1) 国内・国際業務部門別の手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高 …… 19
 - (2) 固定・変動金利別の貸出金の残存期間別残高 …… 19
 - (3) 担保種類別の貸出金残高、支払承諾見返額 …… 20
 - (4) 使途別の貸出金残高 …… 20
 - (5) 業種別の貸出金残高、割合 …… 21
 - (6) 中小企業等に対する貸出金残高、割合 …… 20
 - (7) 特定海外債権残高5%以上の国別残高 …… 該当なし
 - (8) 国内・国際業務部門別の預貸率の期末値、期中平均値 …… 20
 - (有価証券関連指標)
 - (1) 商品有価証券の種類別平均残高 …… 22
 - (2) 有価証券の種類別の残存期間別残高 …… 22
 - (3) 国内・国際業務部門別の有価証券の種類別平均残高 …… 22
 - (4) 国内・国際業務部門別の預証率の期末値、期中平均値 …… 22
4. 銀行の業務の運営に関する事項
 - ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 別ファイル1～3
5. 銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況
 - イ. 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書 …… 7～16
 - ロ. 貸出金のうち次の額および合計額
 - (1) 破綻先債権 (2) 延滞債権 (3) 3カ月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 …… 5
 - ハ. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次の額および合計額
 - (1) 破綻先債権 (2) 延滞債権 (3) 3カ月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 …… 該当なし
 - ニ. 自己資本の充実の状況 …… 6、50～69
 - ホ. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価、評価損益
 - (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第13条の3第1項第5号に掲げる取引 …… 23～25
 - ヘ. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額 …… 20
 - ト. 貸出金償却額 …… 20
 - リ. 中間単体財務諸表等について金融商品取引法第193条の2に基づく監査証明を受けている旨 …… 7
 - ヌ. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている旨 …… 該当なし
7. 事業年度末日において将来の事業活動ならびに経営に重要な影響を及ぼす事象、状況、対応策 …… 該当なし

第19条の3

2. 銀行・子会社等の主要な業務に関する事項
 - イ. 直近の中間事業年度における事業の概況 …… 27
 - ロ. 直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度における主要な業務指標 …… 28
3. 銀行・子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況
 - イ. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書 …… 31～46
 - ロ. 貸出金のうち次の額および合計額
 - (1) 破綻先債権 (2) 延滞債権 (3) 3カ月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 …… 29
 - ハ. 自己資本の充実の状況 …… 30、50～69
 - ニ. 2つ以上の異なる事業の種類ごとの経常収益、経常利益、資産額 …… 47～48
 - ヘ. 中間連結財務諸表等について金融商品取引法第193条の2に基づく監査証明を受けている旨 …… 31
 - ト. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている旨 …… 該当なし
5. 事業年度末日において将来の事業活動ならびに経営に重要な影響を及ぼす事象、状況、対応策 …… 該当なし

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第7条 資産査定公表

… 5、29